

○医療用具の電氣的安全性に関する公的機関試験成績の取扱いについて

(昭和五七年一月一五日)

(薬発第一〇九三号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

標記については、昭和五十五年六月三十日薬発第八五二号薬務局長通知「医療用具の製造又は輸入の承認申請に際し添付すべき資料について」(以下「局長通知」という。)により取り扱うこととされているが、その取扱いについては、左記によることとしたので、御了知の上、貴管下関係業者に対して周知徹底方御配慮願いたい。

記

局長通知第二の2の3)に規定する公的又はこれに準じた機関の試験成績の添付については、電気用品取締法によってその安全性が確保されているもの(家庭用電気治療器)にあつては省略して差し支えない。